



北中城村 一時保育事業のしおり

〇一時保育事業とは

保護者の疾病、入院、出産等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、児童をお預かり（保育）する制度です。

1、対象乳幼児

※北中城村在住で、保育所や幼稚園等に通っていない、満1歳から就学前の児童。

2、対象理由（こんな時にご利用いただけます）

（1）緊急保育

保護者の疾病、入院など、やむ得ない理由により
保護者の状況

- ①通院・入院・出産
- ②看護・介護
- ③災害・事故 等

例えば・・・

- 毎週1回通院しているが、子どもを見てくれる人がいない。
- 家族が急に入院したので、看護しなければならない。子どもを見てくれる人がいない。
- 出産のため入院するが、その間、子どもを見てくれる人がいない。

（2）私的理由による保育

保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を軽減
するため、保育が必要な時。

例えば・・・

- 美容室に行きたいが、その間、預かってくれる人がいない。

3、利用できる日数

- （1）緊急保育・・・月15日まで（但し、村長の許可により10日延長可能）
- （2）私的理由による保育・・・週に1日まで

4、申請方法

- 利用日の7日前に、所定の用紙に記載し、保育施設で申請して下さい。

（一週間前より受付可能）

※緊急保育の方は、利用日の前日までに申請（場合により当日申請可）

- 必要な書類
 - ① 一時保育利用申請書・・・毎回申請（保育施設へ直接申し込む）
 - ② 児童の健康診断書・・・年度が変わる毎に提出
 - ③ 健康保険被保険者証の写し・・・年度が変わる毎に提出



5、保育料及び食事代

保育料について、無償化の対象（施設等利用給付認定）となる場合がございます。
詳しくは、北中城村役場こども未来課こども園係（TEL：098-935-2230）までお問い合わせください。

（1）利用時間別保育料

- ① 1日利用（4時間以上）⇒1,200円+食事代200円=1,400円
- ② 半日利用（4時間未満）⇒600円+食事代200円=800円
- ③ 緊急保育利用児の料金 ①・②と同様。
- ④ 生活保護世帯 利用料金⇒半額+食事代
（但し、生活保護世帯の緊急保育の場合、保育料は無料。食事代のみ納付）

6、実施場所・日時

- 場 所・・・北中城こども園（第2園舎）
- 利用日・・・【月～金曜日】
- 時 間・・・午前8時30分～午後4時まで
- 利用定員・・・2名 ※利用人員等によって、利用制限・調整をする場合があります。

7、安全と健康管理について

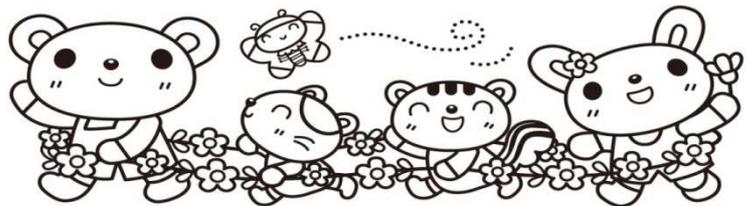
- お子さんの体調に変動がある場合は、保育施設へ預ける際に知らせて下さい。
- 保育施設で発熱や緊急な場合は、保護者に連絡致しますので、連絡先を知らせて下さい。
薬が必要な場合は、医師の指示に従い、与薬票に服用する時間・分量を明確に記入し、その都度、担当に知らせて下さい。

8、持ち物について

- ・着替え（3着以上）
 - ・レジ袋（汚れた衣服入れ）
 - ・手拭きタオル（1枚ひも付き）
 - ・顔拭きタオル（3枚）
 - ・体拭きタオル（1枚）
 - ・お昼寝セット（その都度持参）⇒1日利用される方は、準備して下さい。
- ※乳児（哺乳瓶・ミルク・紙オムツ・お尻拭きナップ1箱）
※すべての持ち物に名前を書きましょう！

9、他 注意事項

- ・個人情報の取り扱いについて
個人情報保護の観点から
利用の際、保育施設内での写真や
動画の撮影は固く禁止します。



北中城こども園（第2園舎）の連絡先

住所：北中城村字喜舎場240番地

TEL・FAX：（098）935-2510